

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2023年6月14日

北九州市長 様

提出者

住 所 北九州市門司区新門司2-14-2

氏 名 大阪シーリング印刷株式会社

門司工場 工場長 小泉渡志

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 093-481-3309

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和4年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

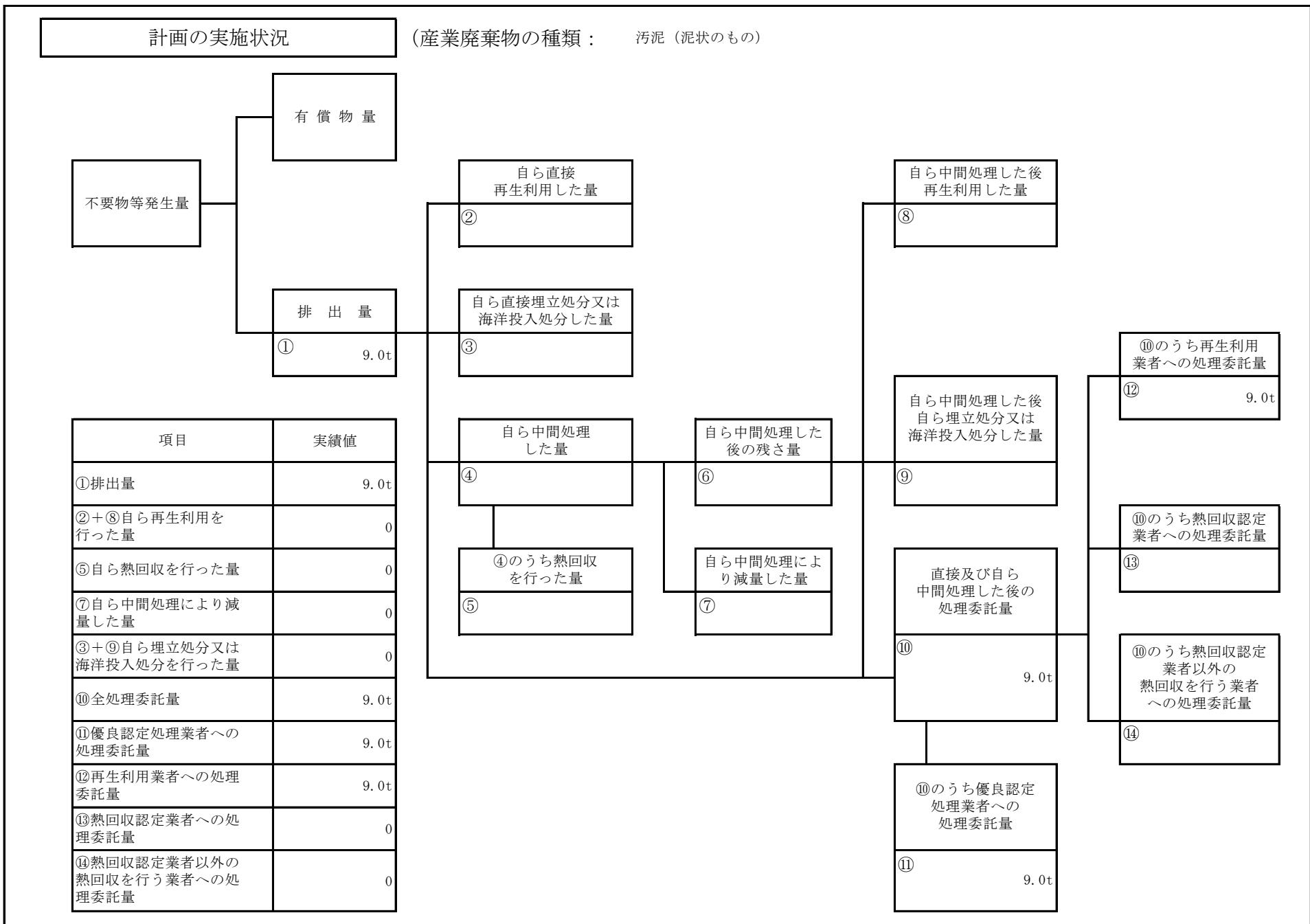
事業場の名称	大阪シーリング印刷株式会社 門司工場
事業場の所在地	北九州市門司区新門司2-14-2
事業の種類	印刷・同関連業
産業廃棄物処理計画における 計画期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

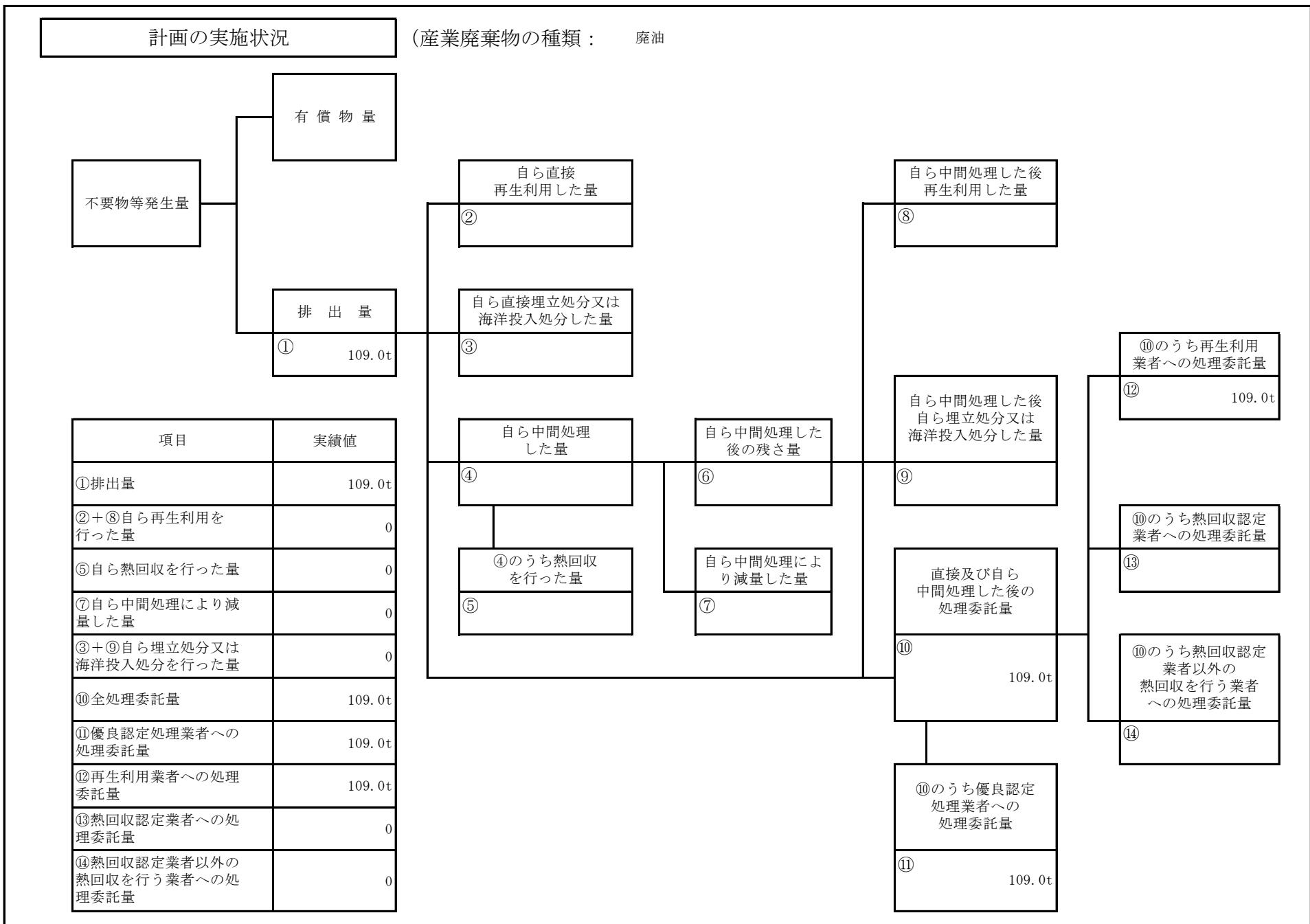
項目	目標値	項目	目標値
排出量	2335.1t	全処理委託量	2335.1t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への 処理委託量	2333.1t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処理委託量	2335.1t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への 処理委託量	t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)

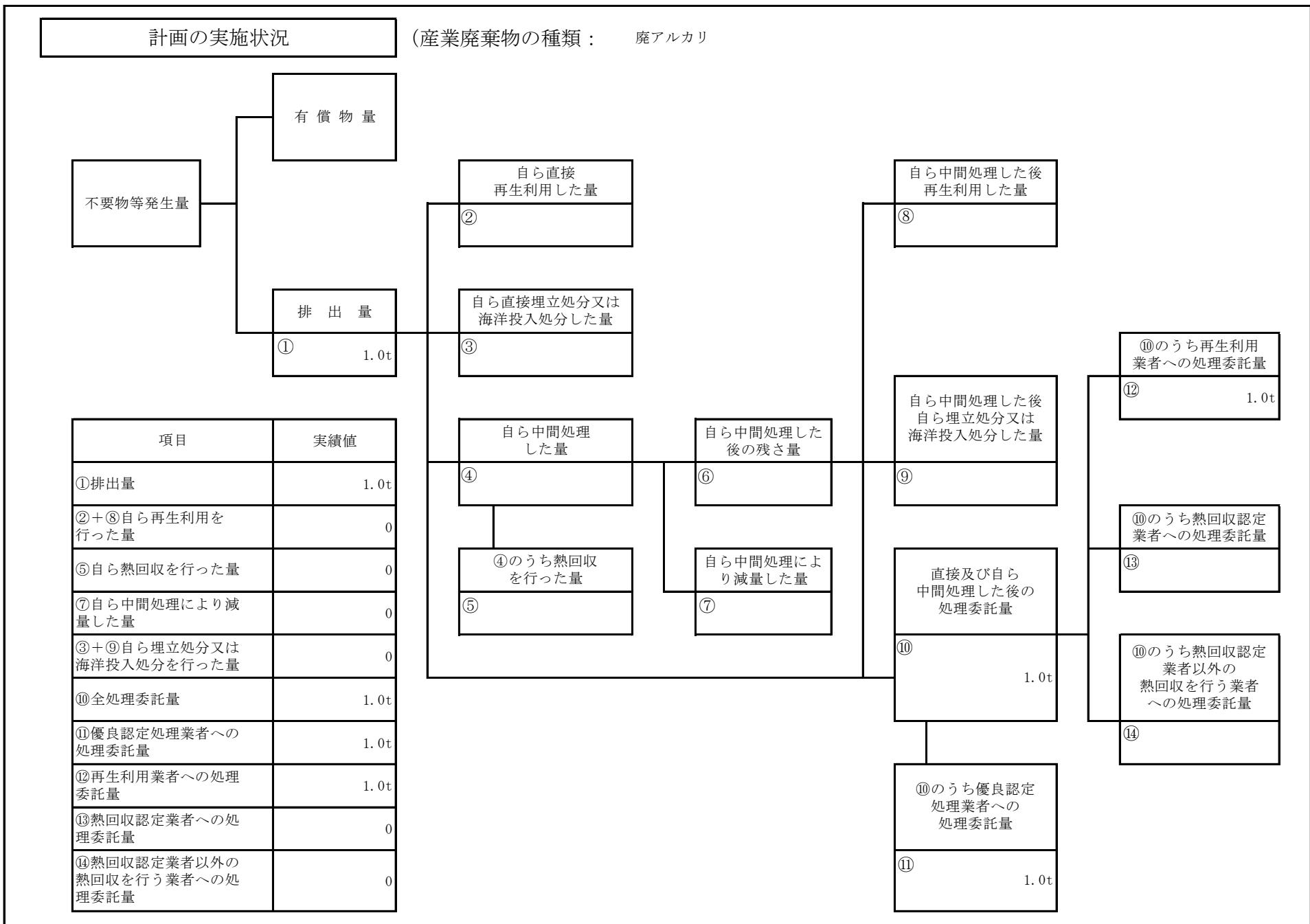
(第2面)



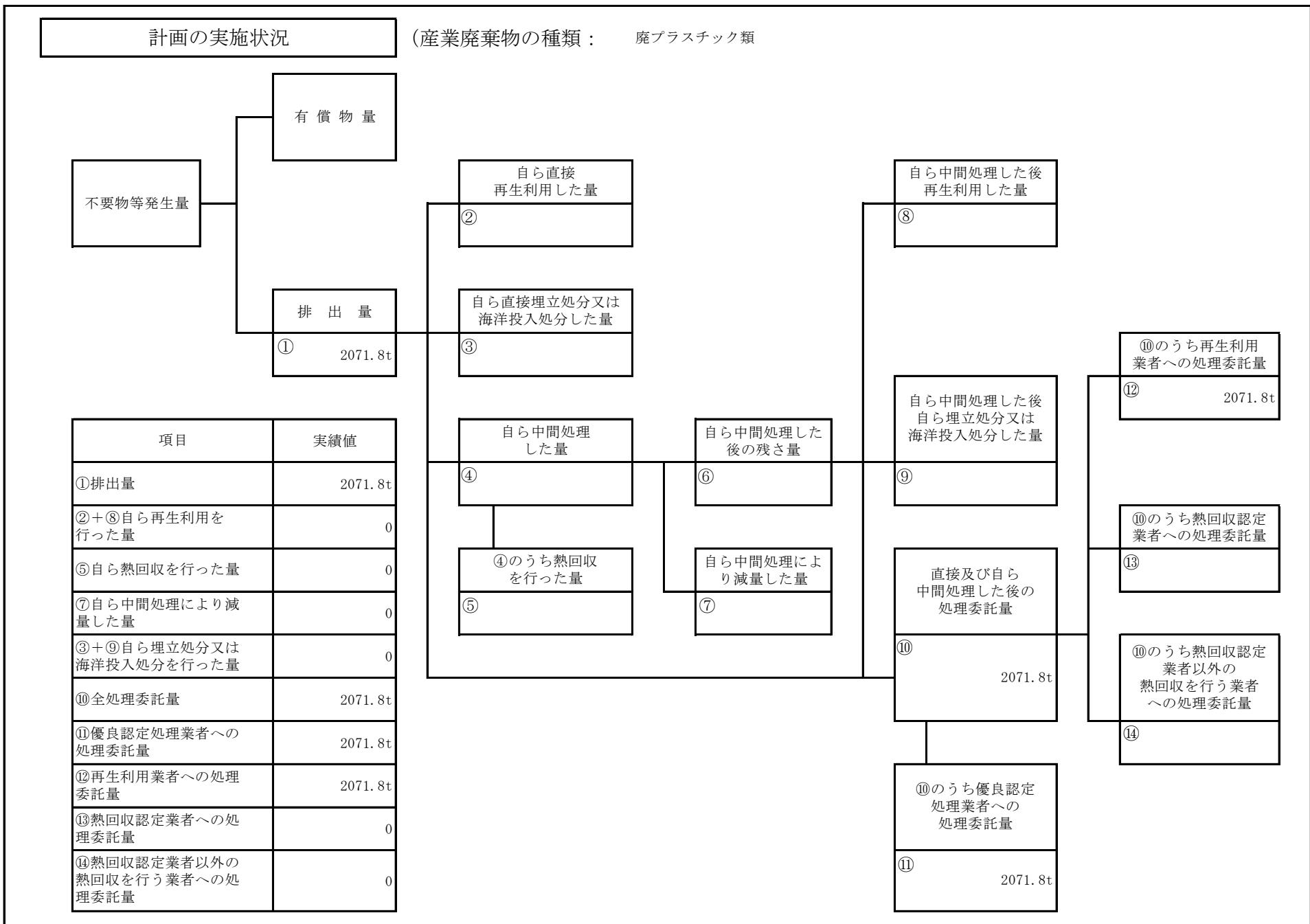
(第2面)



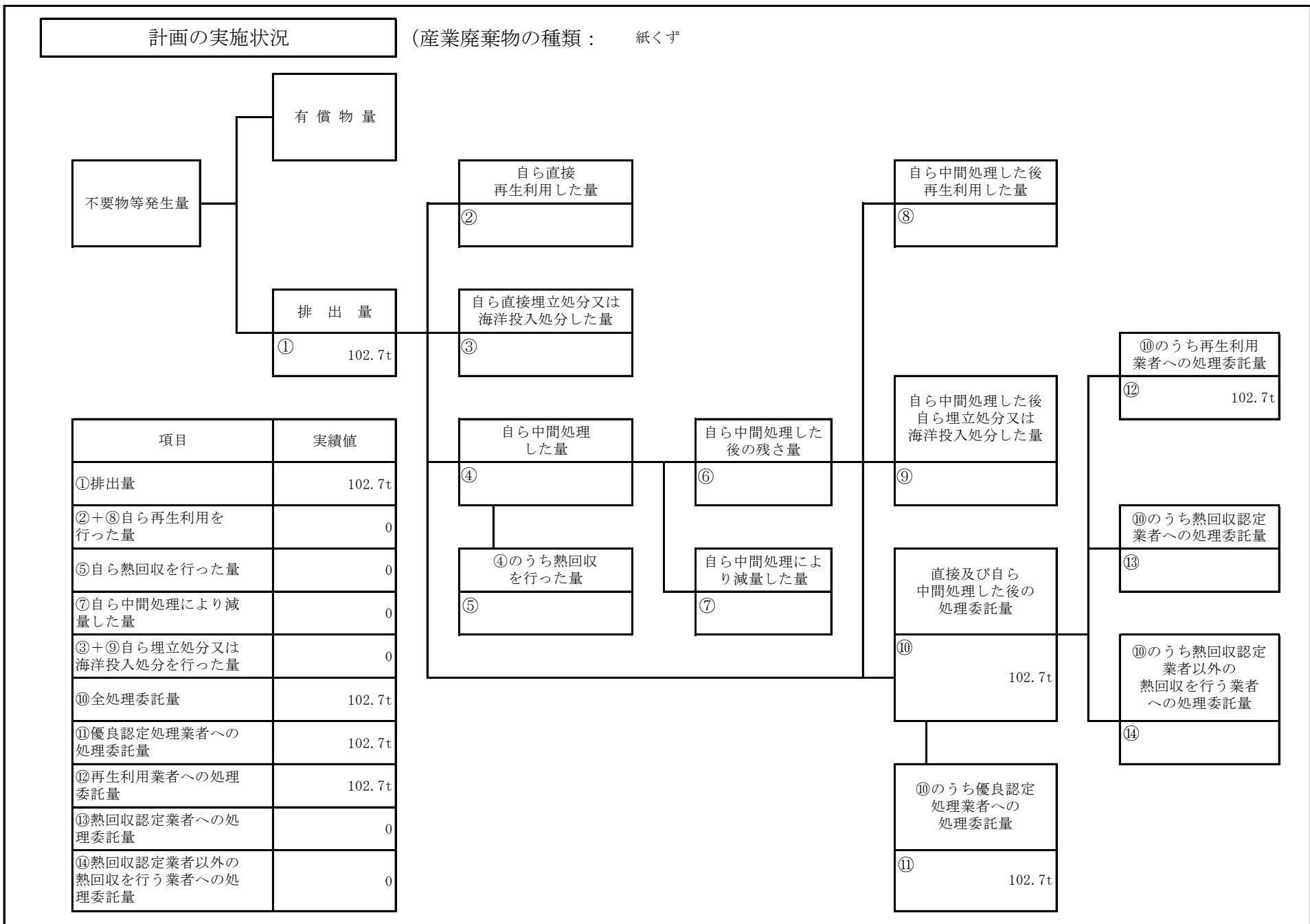
(第2面)



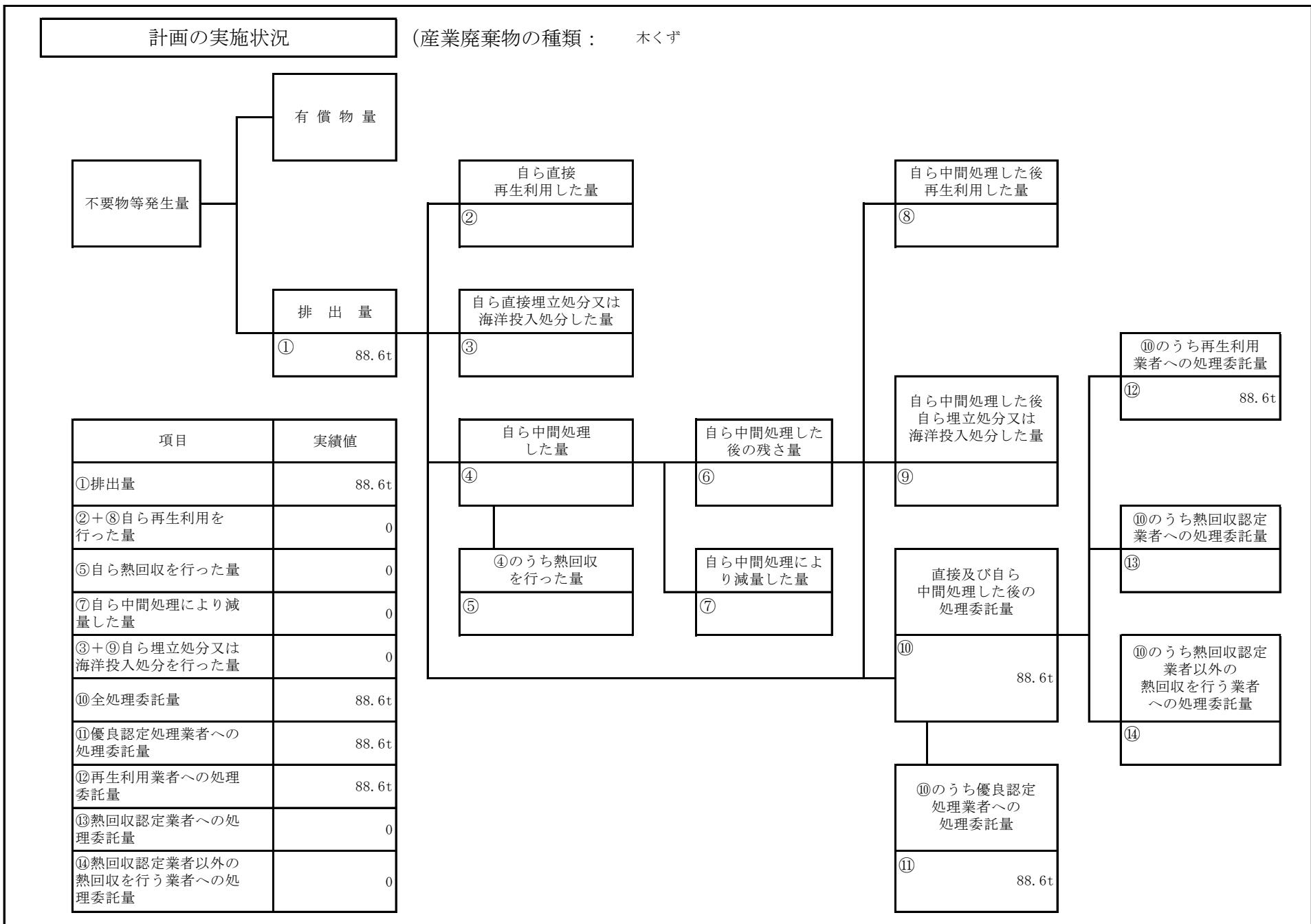
(第2面)



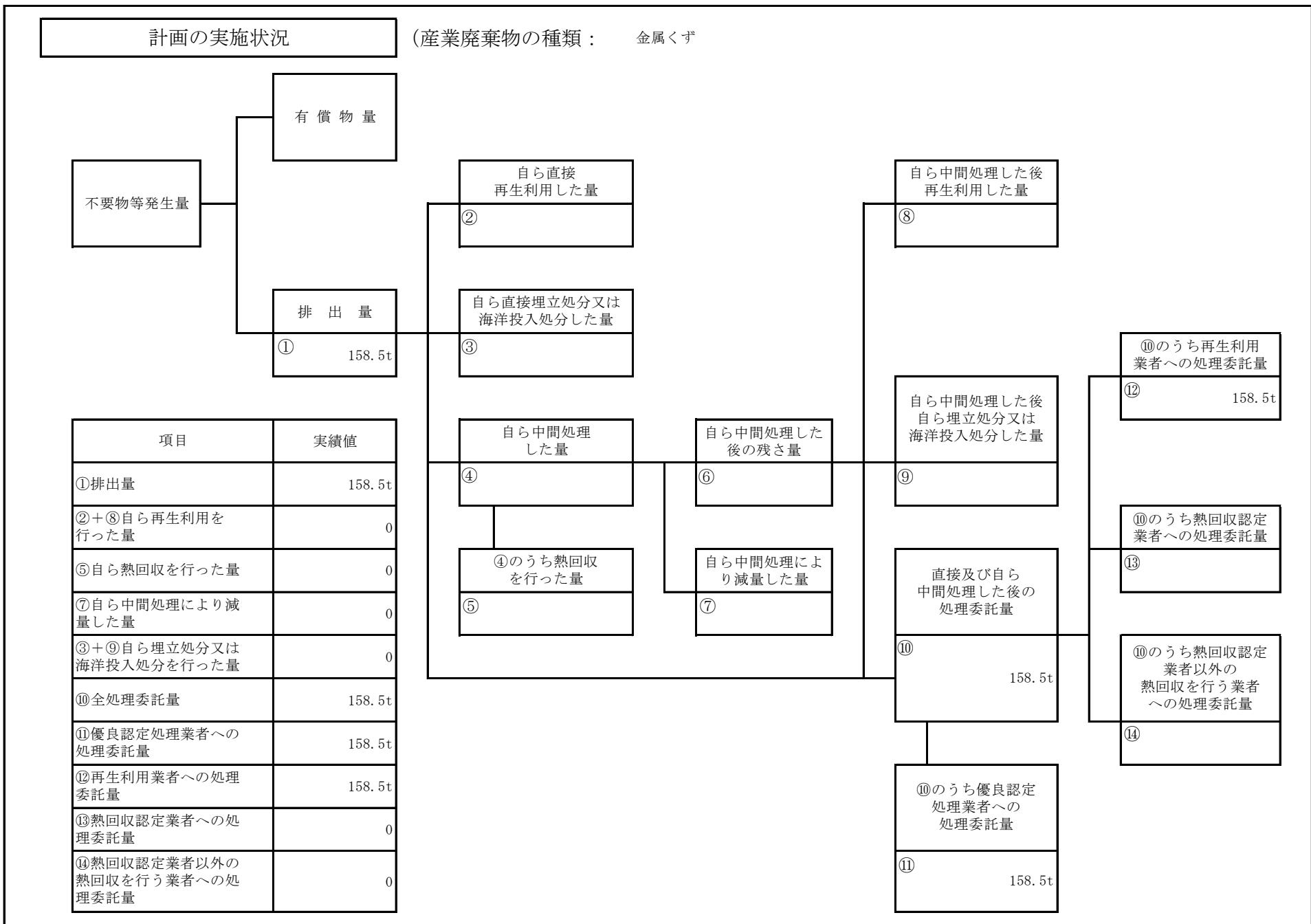
(第2面)



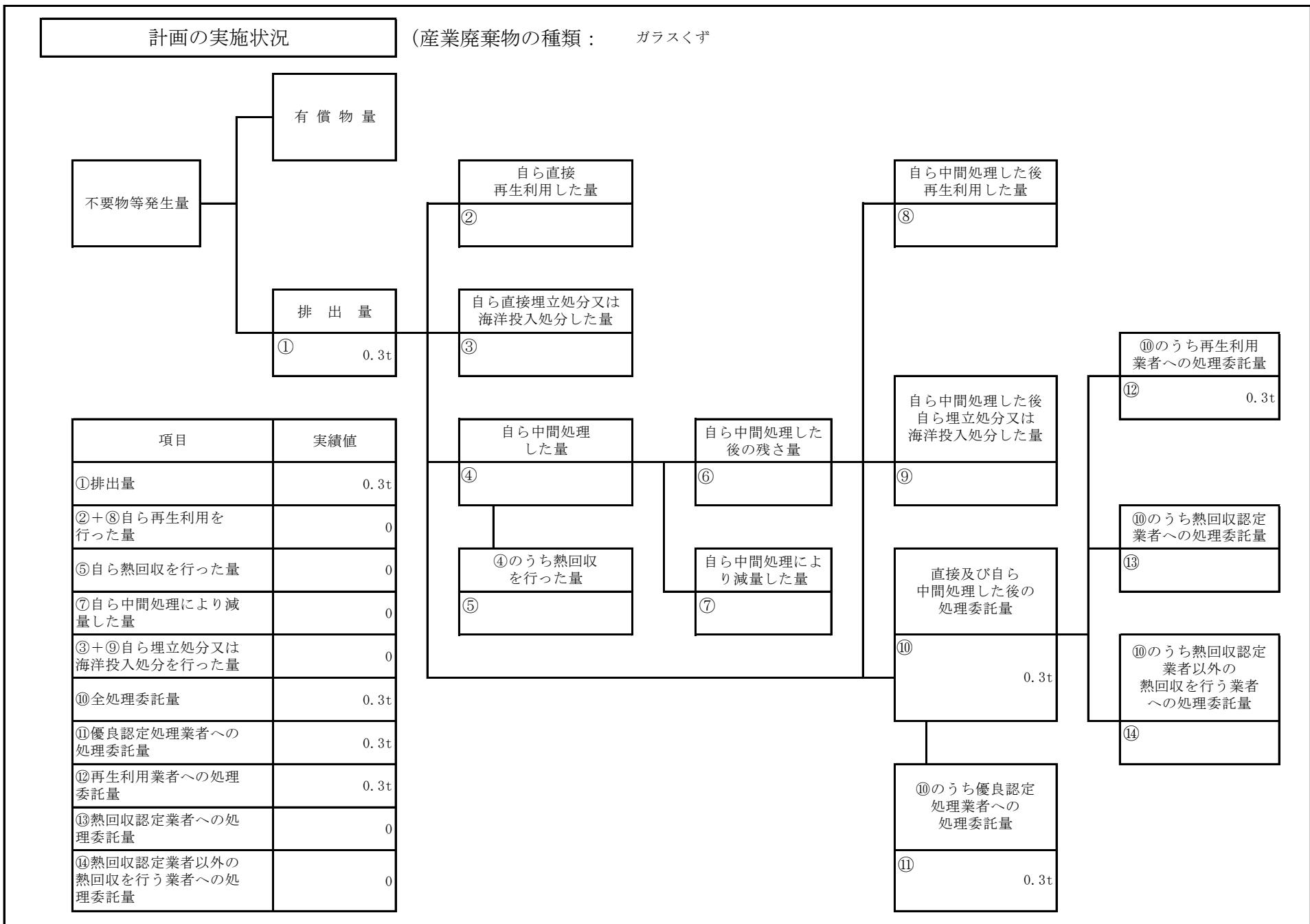
(第2面)



(第2面)



(第2面)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理について、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2023年6月14日

北九州市長 様

提出者

住 所 北九州市門司区新門司2-14-2

氏 名 大阪シーリング印刷株式会社

門司工場 統括工場長 小泉渡志

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 093-481-3309

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大阪シーリング印刷株式会社 門司工場
事業場の所在地	北九州市門司区新門司2-14-2
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	印刷・同関連業
② 事業の規模	前年度製造額 16, 500百万円
③ 従業員数	373名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	「別紙2」のとおり

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（2022年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	「別紙1」のとおり						
	排 出 量	t	t					
(これまでに実施した取組)								
② 計画	廃棄物の分別を徹底し、有価物として再生利用を促進する。							
	<p>【目標】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>産業廃棄物の種類</td><td>「別紙1」のとおり</td><td></td></tr> <tr> <td>排 出 量</td><td>t</td><td>t</td></tr> </tbody> </table> <p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>製造工程の見直しを行い、廃棄物の発生量を抑制する。 廃棄物の分別を徹底し、有価物として再生利用を促進する。</p>			産業廃棄物の種類	「別紙1」のとおり		排 出 量	t
産業廃棄物の種類	「別紙1」のとおり							
排 出 量	t	t						

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくずの分別を徹底し、有価物として再生利用を促進している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状通り

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（2022年度）実績】	
① 現状	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) これまでに自社で産業廃棄物の再生利用を行ったことはない		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 現状は自社で産業廃棄物の再生利用を行う予定はない		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（2022年度）実績】	
① 現状	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) これまでに自社で産業廃棄物の熱回収及び中間処理を行ったことはない。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 現状は自社で産業廃棄物の熱回収及び中間処理を行う予定はない。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) これまでに自社で産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を行ったことはない。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後も自社で産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を行う予定はない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	「別紙1」のとおり	
	全処理委託量	2540.9 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	2540.9 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	2540.9 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) 優良認定処理事業者への処理委託の推進。			

		【目標】	
②計画	産業廃棄物の種類	「別紙1」のとおり	
	全処理委託量	2208.0t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	2208.0t	t
	再生利用業者への 処理委託量	2208.0t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組) 引き続き優良認定処理事業者への処理委託を行う。</p>			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

産業廃棄物の種類	汚泥（泥状のもの）	廃油	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラスくず
現状【前年度実績】	9.0 t	109.0 t	1.0 t	2071.8 t	102.7 t	88.6 t	158.5 t	0.3 t
計画【目標】	7 t	100 t	0.8 t	1800 t	90 t	70 t	140 t	0.2 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

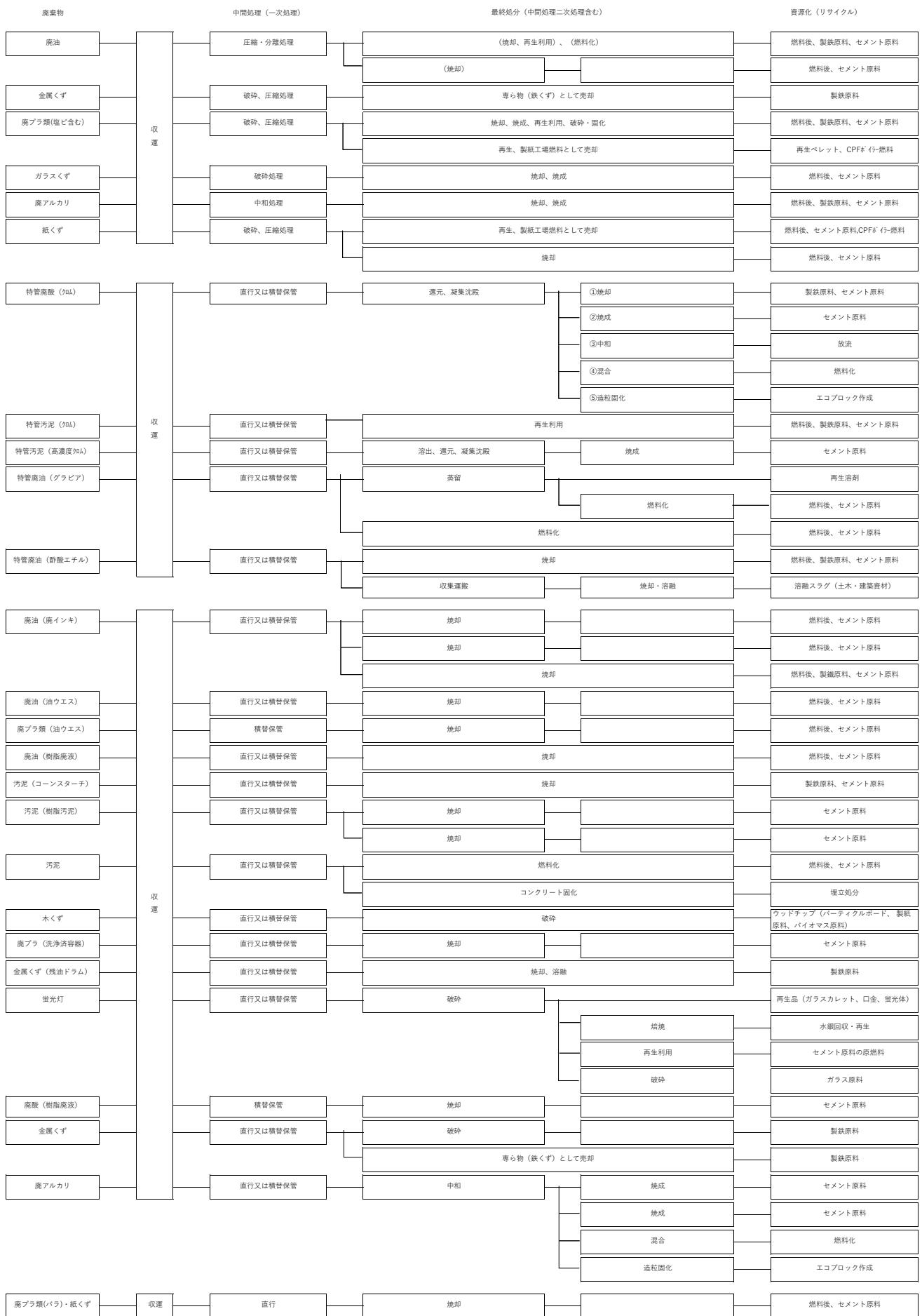
産業廃棄物の種類								
現状【前年度実績】	t	t	t	t	t	t	t	t
計画【目標】	t	t	t	t	t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

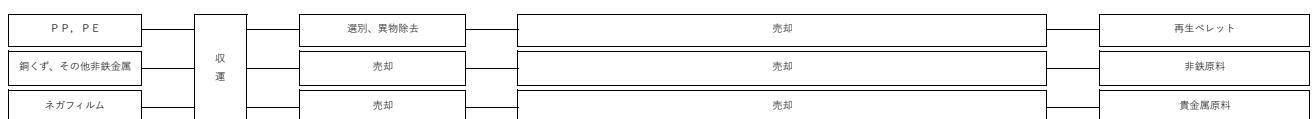
産業廃棄物の種類								
現状【前年度実績】	t	t	t	t	t	t	t	t
計画【目標】	t	t	t	t	t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

産業廃棄物の処理の委託に関する事項



有価物（買取品）フロー



様式第二号の十四(第八条の十七の三関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2023年6月14日

北九州市長 様

提出者

住 所 北九州市門司区新門司2-14-2

氏 名 大阪シーリング印刷株式会社

門司工場 統括工場長 小泉渡志

電話番号 093-481-3309

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和4年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	大阪シーリング印刷株式会社 門司工場
事業場の所在地	北九州市門司区新門司2-14-2
事業の種類	印刷・同関連業
特別管理産業廃棄物処理計画における 計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

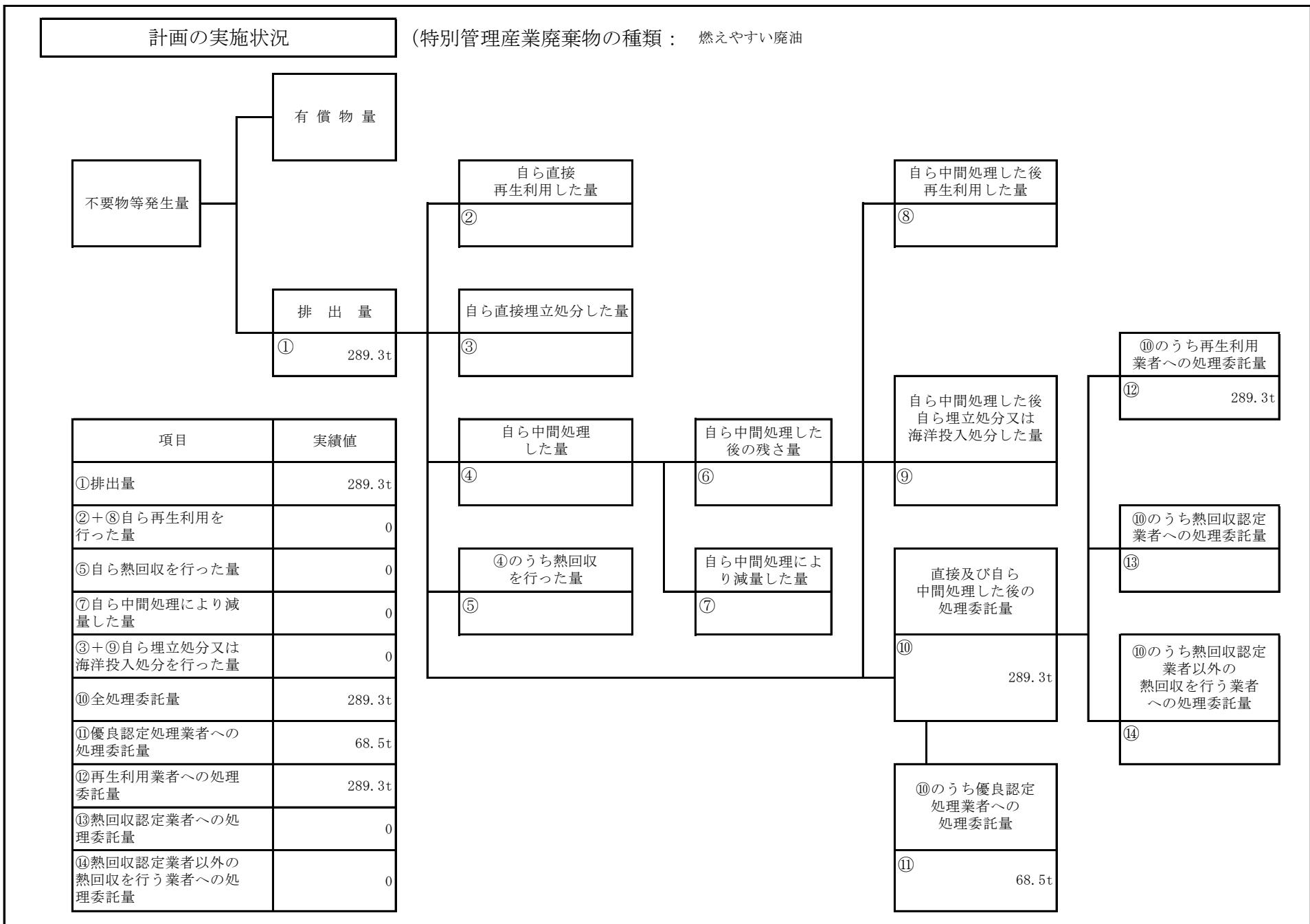
項目	目標値	項目	目標値
排出量	520.15t	全処理委託量	520.15t
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への 処理委託量	310.15t
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処理委託量	520.15t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への 処理委託量	t
自ら埋立処分 を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t

電子情報処理組織の使用に関する事項

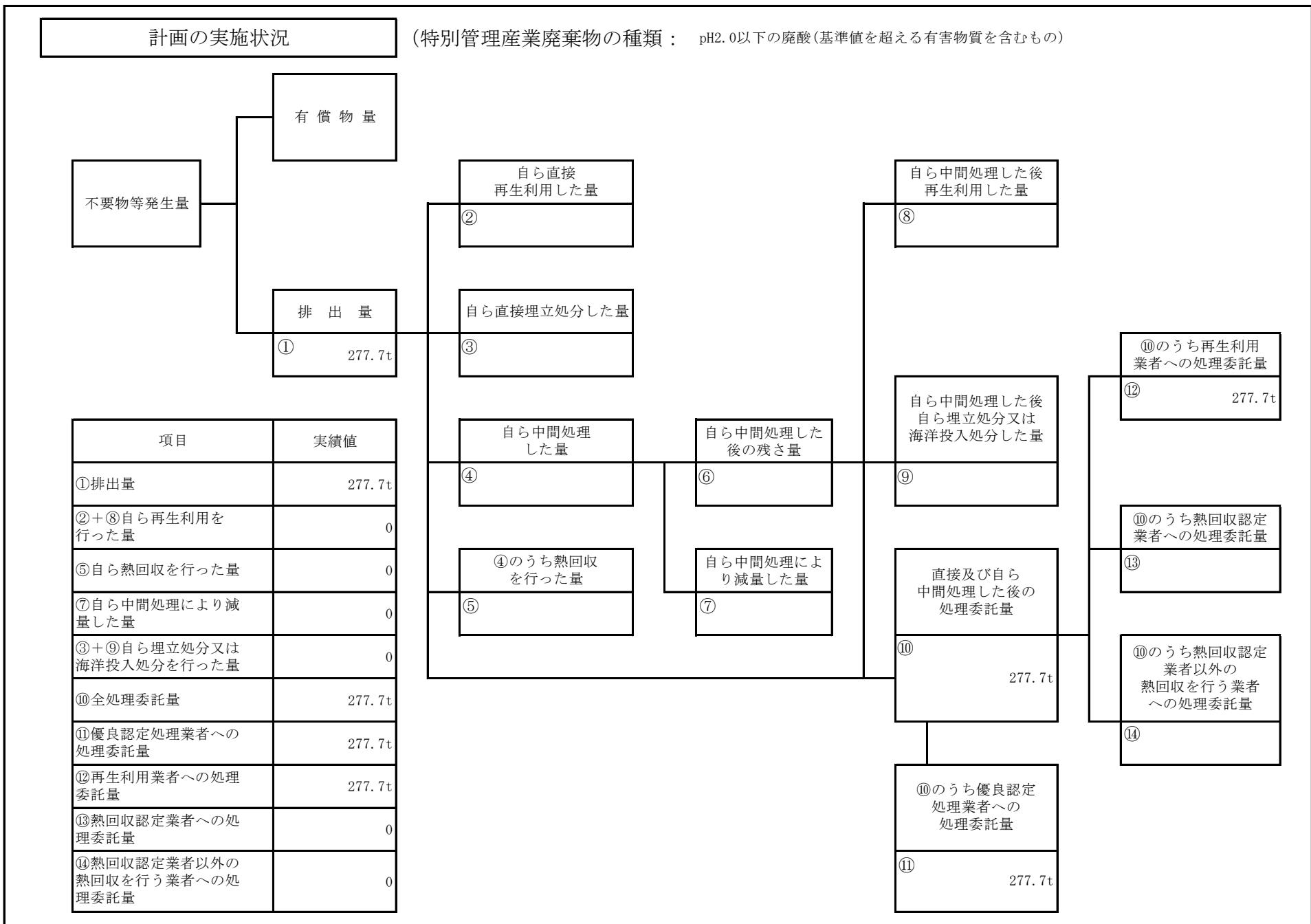
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度 611.07t 前年度 565.91t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)	
※事務処理欄	

(日本工業規格 A列4番)

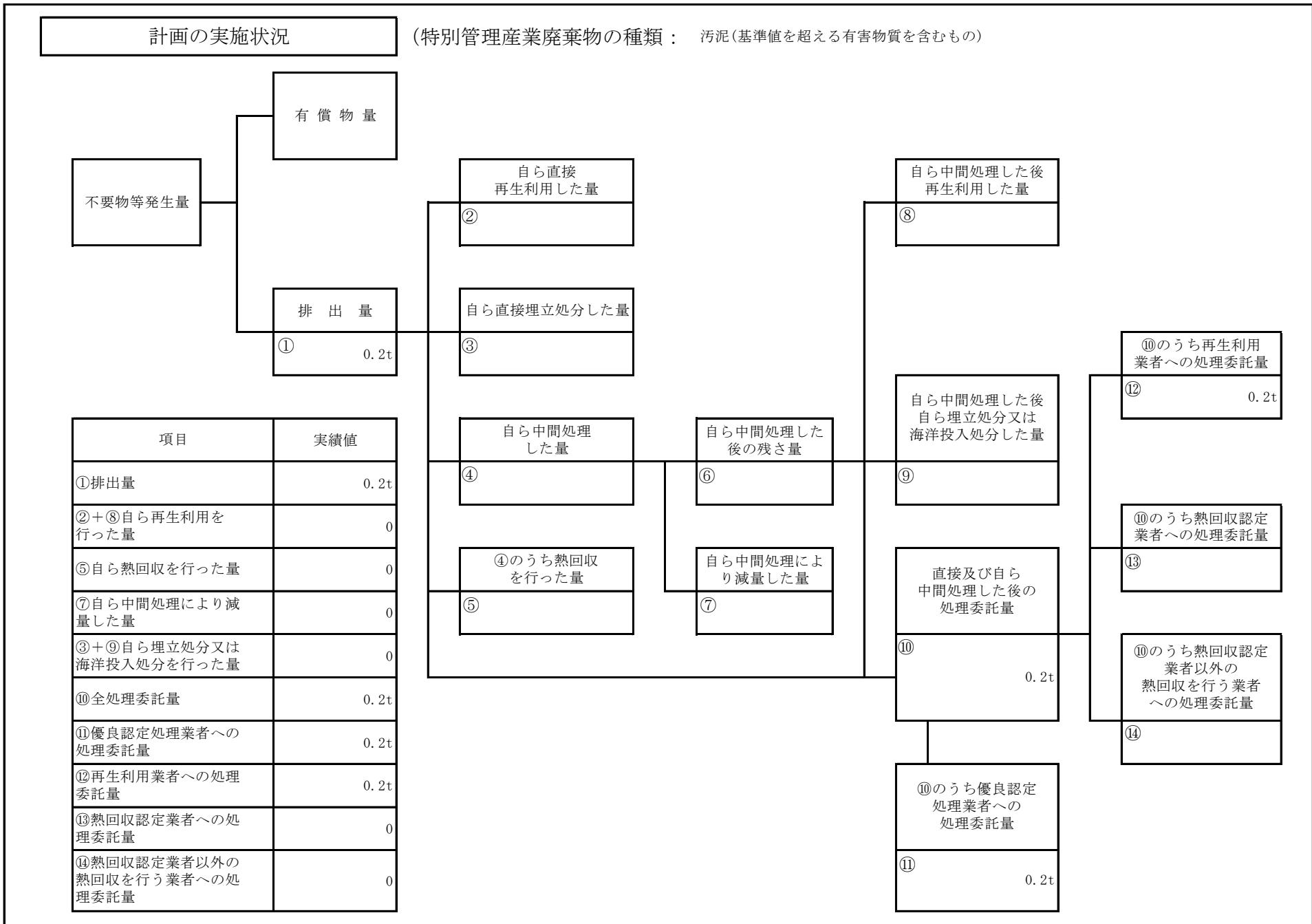
(第2面)



(第2面)



(第2面)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑯の欄のそれぞれに、(1)から(16)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2023年6月14日

北九州市長 様

提出者

住 所 北九州市門司区新門司2-14-2
氏 名 大阪シーリング印刷株式会社
門司工場 統括工場長 小泉渡志
電話番号 093-481-3309

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大阪シーリング印刷株式会社 門司工場
事業場の所在地	北九州市門司区新門司2-14-2
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	印刷・同関連業
② 事業の規模	前年度製造額 16,500百万円
③ 従業員数	373名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	「別紙2」のとおり

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（2022 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	「別紙1」のとおり	
	排 出 量	t	t
(これまでに実施した取組) 廃棄物の分別による、3Rの徹底。			
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	「別紙1」のとおり	
	排 出 量	t	t
(今後実施する予定の取組) 製造方法の見直しにより、発生量の抑制。 再利用し易い材料への見直し。			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃酸・汚泥に於いては、還元処理によるリユース化。 廃油に於いては、再生利用、燃料化し易い様に分別。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状どおり

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（2022 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	なし	
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組) これまでに自社で特別管理産業廃棄物の再生利用を行ったことはない。			
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	なし	
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) 現状は自社で特別管理産業廃棄物の再生利用を行う予定はない。			
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（2022 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	なし	
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組) これまでに自社で特別管理産業廃棄物の熱回収及び中間処理を行ったことはない。			
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	なし	
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（2022年度）実績】	
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	なし	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
		(これまでに実施した取組) これまでに自社で特別管理産業廃棄物の埋立処分を行ったことはない。	
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	なし	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
		(今後実施する予定の取組) 現状は自社で特別管理産業廃棄物の埋立処分を行う予定はない。	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（2022年度）実績】	
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	「別紙1」のとおり	
	全処理委託量	567.2 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	346.4 t	t
	再生利用業者への処理委託量	567.2 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
		(これまでに実施した取組) 燃えやすい廃油：再生できる処理業者に処理委託している。 pH 2.0以下の廃酸：優良認定処理業者に処理委託している。 汚泥：優良認定処理業者に処理委託している。	

②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	「別紙1」のとおり			
	全処理委託量	500.1t	t		
	優良認定処理業者への 処理委託量	310.1t	t		
	再生利用業者への 処理委託量	500.1t	t		
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t		
(今後実施する予定の取組) 燃えやすい廃油：引き続き再生利用業者への処理委託を行う。 pH2.0以下の廃酸：引き続き優良認定処理事業者への処理委託を推進する。 汚泥：引き続き優良認定処理事業者への処理委託を推進する。					
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（2022年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	567.2t			
(今後実施する予定の取組等) 燃えやすい廃油：引き続き再生利用業者への処理委託を行う。 pH2.0以下の廃酸：引き続き優良処理事業者への処理委託を推進する。 汚泥：引き続き優良処理事業者への処理委託を推進する。					
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記

入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。

9 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	pH2.0以下の廃酸	汚泥						
現状【前年度実績】	289.3 t	277.7 t	0.2 t	t	t	t	t	t	t
計画【目標】	250 t	250 t	0.1 t	t	t	t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

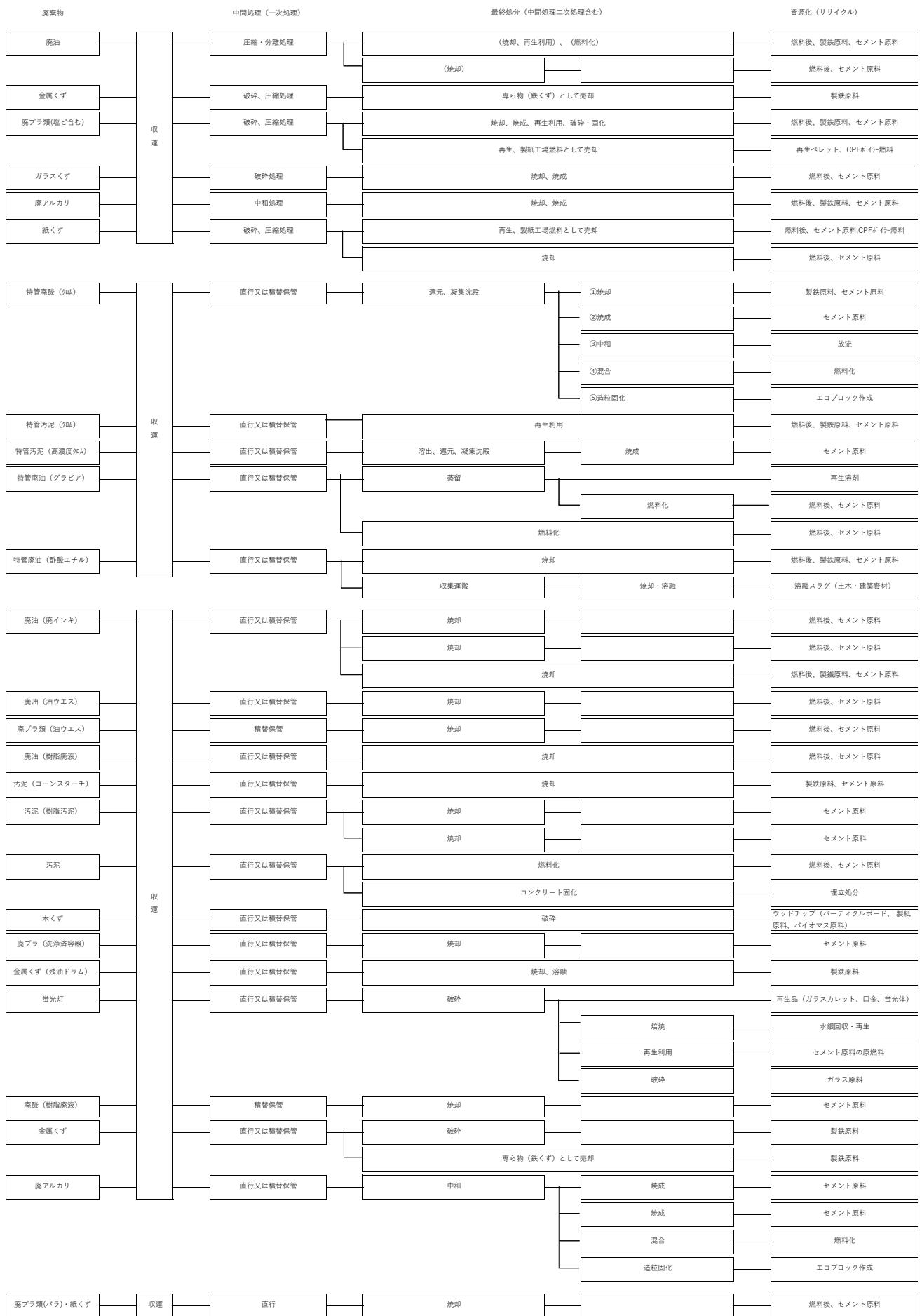
産業廃棄物の種類								
現状【前年度実績】	t	t	t	t	t	t	t	t
計画【目標】	t	t	t	t	t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

産業廃棄物の種類								
現状【前年度実績】	t	t	t	t	t	t	t	t
計画【目標】	t	t	t	t	t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

産業廃棄物の処理の委託に関する事項



有価物（買取品）フロー

